

水稻育苗施設などの多目的利用

第2報 経済性と利用目的

古沢 典夫・加藤 万賢

(岩手県農業試験場)

1 多目的利用の経済性

5例についての経済収支試算の結果は第2表のとおりで、3例ほどは1日当たり1,400~2,000円くらいの労働報酬が得られている。また、農閑期労働力の活用と

ということで、労賃を1,500円程度とすればメロンのみ辛うじて純収益が得られる。

もちろん1~2年目のことで、作目選択・技術・流通生産体制の不備を考慮すれば、経済的に成立する可能性はあるであろう。

第1表 経済収支総括表(利用面積当り)

項目	種類	① ミツバ	②メロン採種	③ ホウレンソウ	④ シュンギク	⑤ サヤエンドウ	備考
粗 収 益		74,700 円	90,000 円	194,700 円	38,160 円	33,000 円	
<生産費用>							
1 種 苗 費		2,200	0	6,300	2,400	650	
2 肥 料 費		3,748	1,086	22,205	5,356	5,813	
3 農 薬 費		1,875	269	620	1,280	2,960	
4 光熱動力費		0	0	0	0	0	
5 諸材料費		6,580	3,000	0	0	3,460	
6 賃料々金		600	0	9,350	850	6,800	
7 農具修繕費		0	0	0	0	0	
8 大農具償却費		0	0	0	0	0	
9 支払利子		0	0	0	0	0	
10 施設利用料		0	0	0	0	0	
小 計		15,003	4,355	38,475	9,886	19,683	
<流通費>							
11 運 賃		2,000	0	10,000	5,000	5,000	
12 手数料		9,338	2,700	16,549	3,244	2,805	
13 包装資材費		0	0	0	0	1,232	⑤13は箱代金
小 計		11,338	2,700	26,549	8,244	9,037	
合 計		26,341	7,055	65,024	18,130	28,720	
所 得		48,359	82,945	129,676	20,030	4,280	
純 収 益		△2,641	2,144	△11,324	△2,647	△3,620	労賃1日1,500円とした場合
労働1日当り所得		1,422	2,023	1,380	646	159	

しかし、第1表のように、硬化ハウス活用では固定費低減に結びつきがたい。水稻育苗費低減についてはほとんど貢献しがたいものようである。

本来の育苗費低減については、回転数の増加、労賃の節減、ロス苗を出さぬこと、耐用年数の延長、補助事業導入などの効果が大きく、施設汎用化の経済効果

は低いものと云わざるを得ない。

2 所有・利用主体と目的

16の事例は農協所有4、育苗組合4、農家共有1、個人有7で、個人有と農家共有はすべて所有者が利用しているが、育苗組合は下部組織と見なされる婦人グル

ープに無償貸与し、農協有4カ所中3カ所は直接農協が利用し、1カ所は育苗施設利用組合が活用している。

1 組合所有の場合の狙い

①労働力の質的・量的長期確保、②婦人グループなど下部組織の育成、③不足がちな出荷単位量の確保などが主で、④施設遊休に対する組合員の批判対策や、⑤出荷・資材供給に伴うマージンも考えられている。

組合直営では特に①が重視され、周年雇用のため育苗を中心に、機械オペレーター、自動車運転手、コントリーエレベーター労務などでつないでいる例が多い。

組合が他に施設を貸与する場合は②が①よりも重視され、無償かビニール代の一部負担程度の例が一般であった。

2 個人や共同所有の場合

ここでは、①自家労働力を通年的に使うこと、つまり遊休的な労働力の活用と、②第1表のように所得をあげることをの目的が大きく、③施設費の低減も狙える。

このように、現状での育苗施設多目的利用には、個人・組合の、所有利用主体による目的に差が大きいことは特に注目すべきである。

3 汎用における留意点

1 本来の目的に支障が生ずるようであってはなるまい。使用期間の重複はもちろん、多少の日数のゆとりは持つべきであろうし、容易に原状に回復できない作目は避けねばならない。

病虫害の多発なども考慮すべきであろう。

2 農業構造改善事業等で取得した財産の目的外使用については、知事の承認を要する。この根拠は「助成財産の利用が季節性のあるもので、その利用期間外

に他の用途に供する場合」の条項に基づくもので、普及所の意見書などが添付書類として必要である。

3 施設の機能・構造に対応した用途が必然である。加温などの機能付加が必要な場合も生ずるであろう。

4 目的・狙いを明確にし、特に流通などの体制を整えること。地域の条件に応じた無理のない作目を選定し、技術の習得に努めること、なども重要である。

4 要約・むすび

育苗施設は県下ですでに20haの面積に及び農業の季節性から遊休期間の活用が考慮される。

県下16の事例では野菜・花卉・山菜・きのこなど多彩であり、他にも多くの可能性がある。

しかし利用年次はまだ浅く、利用段階は低く、作目選択・技術習得・生産流通体制が不備なため必ずしも経済性は高くない実状である。特に育苗費低減には現段階での貢献はほとんど考えられない。

むしろ組合所有では労務者の通年確保など別な目的があり、その狙いはある程度果たしているように思われる。

「空かせておくのがもったいないから……」といった漠然とした考えかたのまま飛びつくのは最も危険で、特に大型施設では健全だった育苗施設の運営に逆にブレーキになることも懸念される。

空間的施設の汎用化は、優れたアイデアと十分な検討の上に立って、遊休的労働力の活用や長期的労働力の確保などの狙いをはっきりさせ、農家経営・集団の運営の総合的效果を発揮させるように進めるべきであろう。

岩手県北地帯におけるスイート・コーンの作期策定について

大清水保見・佐々木 昶

(岩手県農業試験場県北分場)

1 ま え が き

スイート・コーンは、畑作物としては作りやすく、所得率も高いことから、岩手では県北地帯を中心にかなりの面積の作付がなされている。しかし当地帯での栽培は、無霜期間内(5~9月)の、約5カ月間に限定され、収穫も8月中旬~9月に集中している。この

ため最盛期には価格が低下し、損失を大きく受ける農家も少なくない。その対策としては、作期の配分による安定的長期継続出荷の体制を作ることにより、所得の安定を図ることが考えられる。この試験は、その計画生産に必要な播種期と収量及び播種期と収穫期の相互関係を積算温度との関連性で明らかにし、作期策定の資料に供しようとしたものである。